

昭和四十二年政令第二百四十六号

住居表示に関する法律施行令

内閣は、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第二百十九号）第五条の二（第二項及び第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。）

（変更の請求）

第一条 住居表示に関する法律（以下「法」という。）第五条の二（第二項の変更の請求（以下「変更の請求」という。）をしようとする者は、その請求の内容及び理由（おおむね千字以内とし、ほかに図画二枚以内を加えることができる。）を記載し、並びにその者の住所及び生年月日を記入し、署名した文書（以下「変更の請求書」という。）によりその請求をするものとする。

2 変更の請求をしようとする者は、その請求の内容が同一であるかどうかにかかわらず、二以上上の変更の請求を行なうことを妨げない。（選挙管理委員会の確認）

第二条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、変更の請求があつたときは、直ちに、変更の請求書について、市町村の選挙管理委員会（特別区にあつては特別区の選挙管理委員会とし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市があつては区又は総合区の選挙管理委員会とする。次項において同じ。）に対し、法第五条の二第二項に規定する者で当該変更の請求書に署名したもののが五十人以上あるかどうかの確認を求めなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により確認を求められた変更の請求書につき、その確認を求められた日から三日以内に同項の確認をし、当該変更の請求書にその旨を記載して市町村長に返付しなければならない。（変更の請求の却下）

第三条 市町村長は、変更の請求があつた場合において、その請求が法第五条の二（第二項に規定する期間を経過してされているとき、若しくは第一条第一項の規定に違反していると認められるとき、又は法第五条の二（第二項に規定する者での請求に係る変更の請求書に署名したもののが五十人に満たない旨の前条第二項の規定による記載があるときは、その請求を却下しなければならない。（結果の公表）

第四条 市町村長は、変更の請求に係る地方自治法第一百六十条第一項の規定による処分について、そのん末を公表しなければならない。

この政令は、公布の日から施行する。
附 則（施行期日）

この政令は、平成二七年一月三〇日政令第三〇号抄

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。
附 則（施行期日）

号）抄
（令和三年一月一五日政令第二九号）